

田野畑村デイサービスセンター 重要事項説明書（地域密着型通所介護）

1 【田野畑村デイサービスセンターの概要】

(1) 所在地・名称

経営主体・代表者	社会福祉法人 寿生会	理事長 向 井 利 信
事業所の名称・代表者	田野畑村デイサービスセンター	所長 中 机 茂 幸
所 在 地	〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 120-18	
介護保険指定番号	No.0373000249 号	
提供実施対象区域	田野畑村全域	

(2) 目的・運営方針

目 的	利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
運営方針	1 常に利用者の「安全」を念頭にサービス提供を行います。 2 関連機関と連携を密にし、利用者の個別援助、自立支援に取り組み、サービス内容の充実を図ります。

(3) 設備

定 員	18名
食堂兼機能訓練室	1室 339.67㎡
浴 室	一般浴槽2・機械浴槽1
静養室	お昼寝スペース
相談室	1室
トイレ	2か所
送迎車両	6台（内リフト車4台）
事務室	

(4) 職員体制（令和6年4月1日現在）

職 名	常 勤	非常勤	計
所 長	1名(兼)		1名
生活相談員	2名(内1名兼)		2名
看護師兼 機能訓練指導員	1名	1名	2名
介 護 職 員	4名(内2名兼)		4名
管理栄養士	1名(兼)		1名
調 理 師	1名(兼)		1名

(5) 営業日・時間

営 業 日	月曜日～金曜日（祝祭日を含む）
提 供 時 間	午前9：30～午後3：00 （最大 午前7：30～午後6：00までの10時間30分利用可）
定 休 日	土曜日・日曜日・夏季休業（8/14,15）・年末年始（12/29～1/3）

2 【サービス内容】

送迎サービス	リフトワゴン車等を用意して送迎を行います。
食事サービス	栄養士管理のもと、適時、適温、季節感の味わえる食事を提供します。
入浴サービス	身体等の状況に応じた入浴方法にて実施します。
機 能 訓 練	機能訓練指導員等により日常の活動を通しての生活リハビリを行います。
個別機能訓練	機能訓練指導員等により実施計画のもとに機能訓練を行います。
健 康 管 理	看護師により血圧測定・検温・体重測定などのチェックを行います。
生 活 相 談	常勤の生活相談員に、介護以外の日常生活に関する相談ができます。

3 【利用料金】

(1) 介護給付サービス

① 【基本料金】 ※1日あたりの利用料金です。

時間 介護度 (負担割合)		3～4	4～5	5～6	6～7	7～8	8～9	9～10	10～11
		時間未満	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満
要介護1	1割	416円	436円	657円	678円	753円	783円	833円	883円
	2割	832円	872円	1,314円	1,356円	1,506円	1,566円	1,666円	1,766円
	3割	1,248円	1,308円	1,971円	2,034円	2,259円	2,349円	2,499円	2,649円
要介護2	1割	478円	501円	776円	801円	890円	925円	975円	1,025円
	2割	956円	1,002円	1,552円	1,602円	1,780円	1,850円	1,950円	2,050円
	3割	1,434円	1,503円	2,328円	2,403円	2,670円	2,775円	2,925円	3,075円
要介護3	1割	540円	566円	896円	925円	1,032円	1,072円	1,122円	1,172円
	2割	1,080円	1,132円	1,792円	1,850円	2,064円	2,144円	2,244円	2,344円
	3割	1,620円	1,698円	2,688円	2,775円	3,096円	3,216円	3,366円	3,516円
要介護4	1割	600円	629円	1,013円	1,049円	1,172円	1,220円	1,270円	1,320円
	2割	1,200円	1,258円	2,026円	2,098円	2,344円	2,440円	2,540円	2,640円
	3割	1,800円	1,887円	3,039円	3,147円	3,516円	3,660円	3,810円	3,960円
要介護5	1割	663円	695円	1,134円	1,172円	1,312円	1,365円	1,415円	1,465円
	2割	1,326円	1,390円	2,268円	2,344円	2,624円	2,730円	2,830円	2,930円
	3割	1,989円	2,085円	3,402円	3,516円	3,936円	4,095円	4,245円	4,395円
②業務継続計画未策定減算				業務継続計画が未策定の場合に、基本報酬から100分の1に相当する単位数が減算されます。					
③高齢者虐待防止措置未実施減算				虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬から100分の1に相当する単位数が減算されます。					

【利用内容、サービス内容等によって加減される金額】※該当するものを算定します。

内 容		1割負担	2割負担	3割負担
④入浴介助加算	(I)	40円/日	80円/日	120円/日
	(II)	55円/日	110円/日	165円/日
⑤個別機能訓練加算	(I)イ	56円/日	112円/日	168円/日
	(I)ロ	85円/日	170円/日	255円/日
	(II)	20円/月	40円/月	60円/月
⑥同一建物減算(デイサービスと同建物内の場合)		-94円/日	-188円/日	-282円/日
⑦送迎減算(デイサービスで送迎をしなかった場合)		-47円/片道	-94円/片道	-141円/片道
⑧科学的介護推進体制加算		40円/月	80円/月	120円/月
⑨口腔機能向上加算 ※原則3ヶ月以内、月2回を限度	(I)	150円/回	300円/回	450円/回
	(II)	160円/回	320円/回	480円/回

⑩サービス提供体制強化加算 (1回あたり)	(Ⅰ)	22円	44円	66円
	(Ⅱ)	18円	36円	54円
	(Ⅲ)	6円	12円	18円

介護職員処遇改善加算 (1ヶ月あたり)	Ⅰ	上記①～⑩の料金を加減した額に9.2%を乗じた額
	Ⅱ	上記①～⑩の料金を加減した額に9.0%を乗じた額
	Ⅲ	上記①～⑩の料金を加減した額に8.0%を乗じた額
	Ⅳ	上記①～⑩の料金を加減した額に6.4%を乗じた額

- ※『入浴介助加算Ⅰ』…入浴に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うことが要件となります。
- ※『同一建物減算』…生活支援ハウスに入居された方が対象となります。
- ※『科学的介護推進体制加算』…利用者様のADL値、その他心身の状態やケアの内容などを厚労省に提出し活用することで、科学的に裏付けされた介護を目指すものです。
- ※『サービス提供体制加算』…デイサービスセンターの職員配置（介護福祉士の配置や勤続年数等）により、取得する加算が異なります。
- ※『介護職員処遇改善加算』…介護職員の待遇改善を目的とした制度です。介護職員が安定して働ける環境を整え、介護サービスの質の向上、介護人材の定着などを図る事が目的です。

(2) 介護給付外サービス

食費(おやつ等含む)	1食あたり 540円
おむつ代 (リハビリパンツ・パット等)	原則として、利用者側で準備願います。事業所で準備(使用)する場合には自己負担となります。
その他レクリエーション等費用	自己負担となります。(実費)
交通費	通常実施区域(田野畑村全域)を超えて提供する場合には、社会福祉法人寿生会が実施する【介護輸送サービス】の距離制運賃を適用します。 (2kmまで300円 以降1km毎100円)

(3) 料金の支払方法

自動振込み	ゆうちょ銀行のみの取扱いです。	手数料(10円)あり
現金	利用時にデイサービスにて受領します。	手数料なし

4 【サービスの利用方法】

サービスの開始	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護計画書を作成し、サービスの提供を行います。 ・居宅サービス計画の作成を依頼している方は、事前に担当の介護支援専門員とご相談下さい。依頼をしていない方は、相談窓口を紹介いたします。
サービスの終了	<ul style="list-style-type: none"> ・終了を希望する日の1週間前までに、文書でお申し出下さい。 ・当事業所の都合により、やむを得ない事情でサービスを終了する場合は、終了の30日前までに文書を通知します。
利用者が文書通知することで、直ちにサービス終了ができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者が正当な理由なく、サービスを提供しない場合 ・事業者が守秘義務(項目8を参照)違反をした場合 ・事業者が利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合 ・事業者が破産した場合
事業者が文書通知することで、直ちにサービス終了ができる場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、利用料金の支払を3ヶ月以上滞納し、料金の支払を再三催促しても、最終催告日より14日以内に支払わない場合 ・利用者が、正当な理由なくサービスの中止を繰り返した場合 ・利用者が、入院もしくは病気等で、1ヶ月以上サービスの利用ができない状態であることが明らかな場合 ・利用者やその家族が、当事業所職員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
文書通知がなくても、自動的に終了する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が、介護保険施設に長期入所した場合 ・利用者の要介護認定区分が非該当(自立/要支援1・2)と認定された場合 ・利用者が死亡した場合

5 【緊急時の対応方法】

サービスの提供中に、容態の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、かかりつけ医、救急隊、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡します。

6 【事故発生時の対応】

- 1 サービス提供により事故が発生した場合は、村、当該利用者のご家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡すると同時に、必要な措置を講じます。
- 2 サービス提供により、賠償すべき事故生じた場合には、速やかに損害賠償を行います。

7 【非常災害時対策】

防 災 時 の 対 応	寿生会消防計画により適切な対応を行います。		
近隣との協力関係	寿生会地域消防協力隊の協力体制		
防 災 訓 練	寿生会消防計画により、毎月1回の防災訓練の実施		
防 災 設 備	消火器・誘導灯	非常通報装置	防火扉2ヶ所
	自動通報システム	自動火災報知設備	
	カーテン等の防災加工	防災設備の保守点検	

8 【秘密保持と個人情報の保護】

サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、利用者又は、家族からの同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を他の事業所等に提供しません。また、利用者や家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、利用者や家族の個人情報を他の事業所等に提供しません。

9 【虐待防止】

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次の揚げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定を行います。

【虐待防止に関する責任者】 所長 中 机 茂 幸

- ② 成年後見制度の利用支援を行います。
- ③ 苦情解決体制の整備を行います。
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を行います。
- ⑤ 通所介護計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ⑥ 従業者の悩み等を相談できる体制を整えます。

10【その他】

- ・ 宗教や生活習慣の違いから、他人の自由を侵害しないようお願いします。
- ・ 喧嘩、口論など他の利用者の迷惑となる行為はお慎み下さい。
- ・ 利用者同士のデイサービス内における物品のやりとりや、職員への物品の提供は、お控えいただくようお願いします。
- ・ 重要事項説明書などの不明な点は、遠慮なく職員へお尋ね下さい。